

「製造所固有記号制度について」の意見

製造所固有記号制度に関する提案に関しては社会的な影響も大きく、非常に重要な提案と考えることから、前回同様、個別に意見をまとめものを提出いたします。

なお、意見については消費者庁から4つの提案¹がなされているところですが、実社会に対する影響が考えられることから、まずは(1)以外の(2)～(4)をまず対処すべきであって、(1)に関しては「消費者の要望」「危害拡大防止」「これまでの議論の経緯」「事業者の利用実態」の4点を十分に整理してから議論すべきと考えます。

1) これまで各委員から「なぜ今改善が必要なのかこれまでの製造所固有記号制度がはじまってからの経緯など基礎的な資料が必要ではないか」「何が問題であってどう解決する必要があるのか」など様々な意見が出されたはず。まずはこれまでの意見が整理され、説明される必要がある。

2) 今回の食品表示基準における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、意図的な化学物質の混入によって汚染された食品の流通段階や家庭からの回収が、NB商品と比較して、製造所固有記号が表示されているPB商品が遅れたことと考えられているが、製造所固有記号と危害拡大を防ぐための商品リコールとは直接関係するものではない。食品リコール問題を、製造所固有記号を表示したPB商品の存在ということに矮小化すべきではない。

現在の日本の法体系において、意図的な化学物質の混入に関しては、米国のような、商品リコールを食品事業者が行うためのガイダンスや関係する行政機関が行うべき手続き等を定めた法律体系が存在しないことが問題である。

なお、(対策とは関係ないとの認識だが)仮に、「危害拡大を防ぐ」ということであれば、提案(1)「原則、2以上の製造所において・・・」というのは、ある場合には製造所固有記号を表示した商品を認めるが、ある場合には認めないことになり一貫性をもったやり方とは言えない(なお、商品購入時、消費者はこのような状況を理解できない)。

1. 製造所固有記号制度の見直し(案) 第7回加工食品の表示に関する調査会資料より

(1) **製造所固有記号の利用について**(原則として、2以上の工場で製造する商品のみ製造所固有記号を利用することができる)(2) **問合せに対する応答義務**(製造所固有記号を利用する場合は、消費者からの問合せに応答する義務を課すものとする)(3) **現行データベースの欠陥の是正**(・新データベースでは、利用開始時の届出に加え、変更及び廃止についても届出を義務付けるとともに、固有記号に有効期間を設定し、事業者が引き続きこれを利用する場合には更新の届出を必要とするものとする。・新データベースへの移行を図るため、現行の固有記号は、一定期間経過後に全て廃止する。・新データベースの解放(消費者の検索利用)及び事業者の電子申請手続について、今後、検討する)(4) **制度変更に伴う事業者の届け出**(利用開始時の届出に加え、変更及び廃止についても届出を義務付けるとともに、固有記号に有効期間を設定し、事業者が引き続きこれを利用する場合には更新の届出を必要とするものとする)

結局このことは、製造所固有記号が、「健康被害の拡大を防ぐ」ためのリコール等の措置に直接関連するものではないことを証明するものである。

3) 今回の見直しは、NB 商品とは異なるコンセプトで、消費者に受け入れられてきた PB 商品および事業者には大きな影響を及ぼし、食品製造者で OEM (original equipment manufacturer 他社ブランドの製品を製造) や、お土産を取り扱っている食品製造者は、包材の変更を迫られるどころか経営方針も転換するといったことになるかもしれない。特に中小零細においてはきわめて厳しい経営状況に追い込まれることが考えられる。

4) 以上のことから、製造所固有記号制度、特に提案(1)に関しては現在の使用実態がどうなっているのか、変更することにより、どのような影響があるのか、また、1960年食品衛生法改正より、これまでどのような議論が行なわれてきたのか。消費者が表示全体としてどのくらい要望しているのかなど、整理したうえで議論すべきと考える(1960年当初と異なる市場実態があり、利用のされ方も異なっているはず)。

5) 表示項目の中で製造所を消費者が知りたいというのはそもそも極少数と考えられるが、知る手段に関しては、事業者が自主的に実施しているお問合せの対応や今回の消費者庁提案にある製造所固有記号のデータベースを公開することで可能なのではないか。

消費者の知りたいことは様々であり、表示することにより全て解決されるものではない。食品表示はアレルギーといったものも含めさまざまなものがあり、知りたいを満たすのであれば、まず、提案(2)～(4)で対応可能すべきと考える。

6) さいごに、消費者庁提案理由(食品事故対応および消費者が知りたい)に関しては、製造所固有記号制度の改正提案(1)により解消されるものではない。改正提案(1)を議論するのであれば、「消費者の要望」「危害拡大防止」「これまでの議論の経緯」「事業者の利用実態」の4点を十分に整理してから議論すべきと考える。